

# ペットフードの安全確保に向けて

## ～ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案 ～

環境委員会調査室 あまいけ きょうこ  
天 池 恭 子

### 1. はじめに

2007(平成 19)年 3 月以降、米国において特定のペットフードを食べた犬や猫が相次いで死亡するなどの健康被害が発生した。米国食品医薬品局の調べでは、米国内で 2,200 匹の犬と 1,950 匹の猫が死亡したとされ、使用されていた中国産原料(小麦グルテン及びコメ濃縮たん白)からペットのじん臓障害を引き起こすメラミン<sup>1</sup> 及びその関連物質が検出された。

我が国でもメラミンが混入したペットフードが発見され、自主回収が行われたほか、カビ毒に汚染されているおそれのある犬用や猫用のペットフードを自主回収するなどの事例も発生しており、ペットフードの安全に関して国民から高い関心が寄せられている。

ペットフードの安全を確保することは、ペットの生命の保護及び健康被害の防止という動物愛護の観点から緊急に取り組むべき課題であり、2008(平成 20)年 3 月 4 日、ペットフードの安全確保の義務付けを内容とする「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」が第 169 回国会に提出された。

本稿では、ペットフードの安全確保の現状を概観した上で、本法律案の内容と幾つかの論点を紹介したい。

### 2. ペットフードの安全確保の現状

#### (1) 我が国のペットフードをめぐる状況

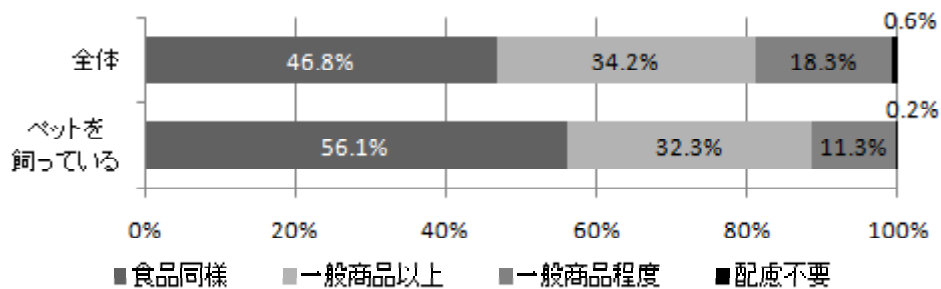
2006(平成 18)年の「全国飼育率調査」(ペットフード工業会)によると、全世帯に占めるペット飼育世帯の割合は、犬が 19.2%、猫が 14.7%で、熱帯魚の 4.1%等を大きく引き離している。また、犬及び猫の飼育頭数は増加傾向にあり、平成 18 年には、約 2,455 万頭に達している。

こうした犬や猫の食事やおやつについては、2007(平成 19)年に行われた「ペットフードの安全に対する国民意識調査」(農林水産省、環境省)によると、犬を飼っている世帯の 7 割、猫を飼っている世帯の 8 割程度が 100%ペットフードのみで飼っていると回答しており、ペットフードへの高い依存率が明らかになっている。

このような状況を反映して市場規模は拡大傾向にあり、「ペットフード産業実態調査」(ペットフード工業会)によると、2006(平成 18)年現在、出荷数量は 77.2 万トン、出荷総額は 2,428 億円となっている。出荷数量に占める輸入の割合は 53%で、代理店などを通さない並行輸入品<sup>2</sup> が輸入量全体の約 2 割に達すると見込まれている。ペットの種類別出荷量では、犬用が 60%、猫用が 34%であり、両者で全体の 94%を占めている。

ペットフードの安全確保に関して、「国民意識調査」では、「食品に対する安全と同様に安全の確保を進めるべき」及び「食品ほどではないが、一般の商品以上の安全の確保を進めるべき」との回答が、調査世帯の約8割、ペットを飼っている世帯では約9割を占め、安全確保に対する強い関心が示された(図1)。これは、ペットが家族の一員である伴侶動物として扱われる傾向を反映しているものと考えられる。

図1 ペットフードの安全確保について今後どのように進めていくべきか



(出所)「ペットフードの安全に対する国民意識調査」(農林水産省・環境省)より作成

## (2) ペットフードに関する規制

一般の市場に流通する製品は、「製造物責任法」(PL法)等により一定の消費者保護が図られているが、これだけではペットの健康と安全の確保を目的としてペットフードを規制し、未然に被害を防止することはできない。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)では、動物を適正に飼養し、動物の健康及び安全を保持するように努めることとされているが、ペットフードの安全確保については規定しておらず、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)も規制対象は家畜等の飼料であり、ペットフードは含まれない。

諸外国での規制に目を転じると、米国では、連邦食品・医薬品・化粧品法に基づき連邦政府の法規制が行われており、ペットフードを含む飼料について、有害又は表示に不備があるものの流通を禁止するなどの規制が行われている。また、多くの州において、米国飼料検査官協会(AAFCO)<sup>3</sup>が策定したモデル法令に準拠した州法が制定され、市場で流通するペットフードの安全及び品質を確保するための規制が行われている。

欧州連合(EU)では、加盟国共通で適用される規則や加盟国の法令に反映すべき事項を示す指令等に基づき、統一的な法規制が行われているほか、ヨーロッパペットフード工業会連合(FEDIAF)が製造、栄養等に関する自主基準の設定等を行っている。

## (3) 我が国の民間団体による取組

我が国では、ペットフードの安全確保についての法規制はないが、ペットフード公正取引協議会が「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき「ペットフードの表示に関する公正競争規約」を策定し、適正表示を推進している。2007(平成19)年6月からは、ペットフードの添加物名を必要表示事項として表示することになり、2008(平成20)年

12月からすべてのペットフード製品に添加物名が表示され、販売されることになる。

ペットフード工業会では、製造段階等における管理等について定めた自主基準である「安全なペットフードの製造に関する実施基準」を設定するとともに、会員に対し安全に関する情報の提供を行っている。

また、日本ペット栄養学会では、ペット栄養管理士の養成講座においてペットフードの安全に関する知識を教えているほか、学術大会の開催、研究者への研究助成、学会誌の発行等により情報の収集提供及び普及啓発を行っている。

ただし、これらの取組には強制力はなく、多くの並行輸入業者など団体に加入していない者は取組に参加していない場合があり、限界も指摘されている。

### 3. 安全対策の検討

中国産原料を使用したペットフードにより米国で犬や猫の死亡事件が発生したことなどを受け、農林水産省及び環境省は、「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置し検討を行い、2007(平成19)年11月、中間とりまとめが行われた。

中間とりまとめでは、安全を確保する上で事業者及び民間団体の行う自主的取組が重要であり、これらを推進すべきであるが、自主的取組には強制力がなくすべての事業者の取組を担保できないこと、予期せぬ事故等に対し緊急に実効性のある対策がとれない可能性があることから、法規制の導入が必要であるとしており、検討された主な課題は、以下のとおりである。

#### (1) 法規制の対象

規制の対象とするペットフードは、当面は国内で流通しているペットフードの94%を占めるとともに、安全の問題が顕在化している犬用及び猫用とすることが適当である。

ペットフードは市場に広く流通することから、仮に有害なものであればペットの健康・生命に及ぼす影響は甚大であり、製品の製造、輸入及び販売を業として行う者に対して規制することが必要である。

#### (2) 規制内容及び方法

これまでに生じた問題のリスクを科学的に評価した上で、製造、輸入及び販売の各段階において、有害な製品が市場に出回ることの防止、仮に有害な製品が出回ってしまった場合の対応を確実なものとするため、必要な規制を行うべきである。なお、法規制の導入に際しては、これまでの自主的取組の実態や問題発生事例の内容等を考慮して必要な範囲の規制とすべきである。

これらの規制に当たっては、類似製品の規制を行っている「食品衛生法」や「飼料安全法」の基準・規格の設定、回収命令、立入検査等についての規制が参考になるが、ペットフードの製品特性、流通実態等を踏まえ、国民から広く理解が得られるものとする必要がある。

表示については、消費者の製品に対する理解や安全上の問題が生じた場合の的確な対

応を確保する上でも重要であり、法規制では安全確保の観点から重要な情報が表示されるようにすることが必要である。

特に輸入品については、事故が起きた場合の対応等のため、安全確保に責任を有する者の明確化が必要である。

#### 4．法律案の概要

上記中間とりまとめを受け、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」が第169回国会に提出されるに至った。本法律案は、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与しようとするものであり、主な内容は以下のとおりである(図2)。

##### (1) 愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定

農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示についての基準又は成分についての規格を定めることができ、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することとする。

##### (2) 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができることとする。

##### (3) 愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、(1)又は(2)の愛がん動物用飼料が販売等された場合、当該愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等の命令ができることとする。

##### (4) 製造業者等の届出

(1)の基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に氏名、事業場の名称等を届け出なければならないこととする。

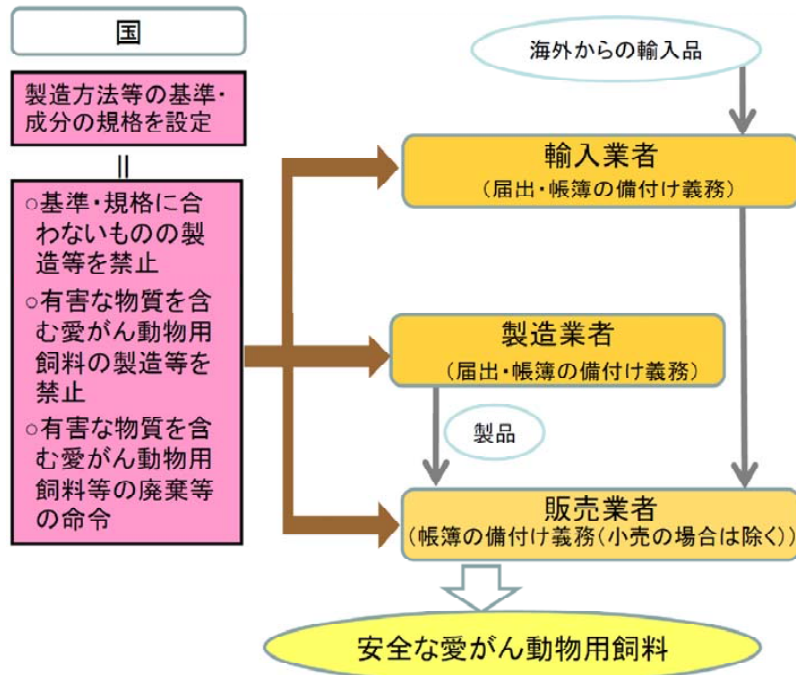
##### (5) 帳簿の備付け

(1)の基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者(小売の場合は除く。)は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならないこととする。

##### (6) 報告徴収、立入検査等

農林水産大臣及び環境大臣による愛がん動物用飼料の製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

図2 法律案の概要



(出所) 農林水産省・環境省資料

## 5. 法律案の主な論点

### (1) 安全確保策の迅速・確実な実施

本法律案は、安全確保策の遵守を法的に担保するものであり、製造の方法又は表示についての基準及び成分についての規格の周知徹底や規制の必要性に対する事業者の理解促進を図り、円滑で確実な実施を図ることが必要である。

動物愛護の観点からは、本法の施行を待つまでもなく、事業者にはより一層の自主的取組が望まれる。こうした事業者による取組を支援するため、製造の方法、表示、成分の在り方等について理解を深める機会の確保を図るべきであろう。

### (2) 的確な基準・規格の迅速な策定

本法律案では、製造の方法若しくは表示についての基準又は成分についての規格を農林水産省令・環境省令で定めることとしている。こうした規制の在り方については、「ペットフードの安全確保に関する研究会」の中間とりまとめにおいては必要な範囲の規制とすべきとされているが、「国民意識調査」では「食品に対する安全と同様に安全の確保を進めるべき」との回答が半数近くを占めている。過剰な規制は必要ないが、安全確保が不十分になることがないよう、的確な基準・規格の迅速な策定が求められよう。

なお、表示については、家畜用飼料とは異なり、購入者が専門家ではなく一般国民であることを考慮した分かりやすい表示が可能となる基準を心掛ける必要がある。

### (3) 関係機関の体制整備及び連携

規制を適切に実行し、効果的にペットフードの安全を確保していく上で、事業者に対する検査や指導等を行うための関係機関の体制整備が必要である。

また、実際に市場に流通している商品について、製造の方法又は表示についての基準及び成分についての規格に適合しているか、表示と内容が一致しているかなどを確認することが必要であろう。

さらに、ペットフードの原材料が飼料や食料に使われ、人の健康に被害を及ぼす可能性があることもかんがみ、情報提供などの関係機関の連携が求められよう。

### (4) 本法律案の対象とならないペットフード対策

本法律案では、規制対象となるペットフードのペットの種類は政令で定めることとしているが、当面は犬用及び猫用が対象となることが見込まれている。流通量は少ないが、鳥用、観賞魚用等のペットフードもあり、動物愛護の観点からは、こうした本法律案の対象とならないペットフード対策についても、今後更なる検討が求められよう。

### (5) 普及啓発

動物愛護の観点からは、行政、事業者、獣医師等は、ペットへの給餌に関する情報の収集及び提供等により、飼育者がペットフードについて正しく理解し、適正に飼育することを促進すべきである。ペットフードの安全確保のみでなく、健康を維持するためのえさの与え方などの理解促進が必要であり、今後、環境省が策定予定の飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインなどの活用により、周知を図るべきである。

- 
- 1 メラミンとは、食器や日用品などに利用されることが多いメラミン樹脂の主原料となる有機化合物である。中国の企業が、小麦グルテン及びコメ濃縮たん白中のたん白質を多く見せかけるために、故意に混ぜたものと考えられている。
  - 2 並行輸入とは、その商品の国内販売権を独占している輸入総代理店に対抗して、競争業者が別個の輸入ルートを開拓して輸入販売をすることをいう。
  - 3 米国飼料検査官協会とは、米国の州政府及び連邦政府の飼料検査機関や研究機関の職員等を会員とする非営利組織で、飼料に関するモデル法令、表示のガイダンス、ペットフードの栄養基準等を策定している。